地域医療再生計画の変更に伴う「地域医療再生計画に係る有識者会議」の意見を聴く場合の基準について(案)

地域医療再生基金管理運営要領 第5(4)の規定により、地域医療再生計画の変更(軽微な変更を除く。)の承認に当たって地域医療再生計画に係る有識者会議の意見を聴く場合は下記のとおりとする。

記

2億円以上の新たな事業に取り組む場合

(参考)

地域医療再生臨時特例交付金の運営について(医政発 1209 第 6 号 平成 22 年 12 月 9 日) 別紙「地域医療再生管理運営要領」(抜粋)

第5 地域医療再生計画の変更

- (1) 都道府県は、必要に応じて地域医療再生計画を変更することができるものとする。
- (2) 都道府県は、地域医療再生計画の変更(軽微な変更を除く。)に当たっては、あらかじめ、 医療審議会又は医療対策協議会の意見を聴くものとする。
- (3) 都道府県は、地域医療再生計画を変更する場合、当該変更につき、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) <u>厚生労働大臣は、都道府県の地域医療再生計画の変更(軽微な変更を除く。)を承認する場合は、地域医療再生計画に係る有識者による会議の意見を聴くものとする。</u>